

別紙

新旧対照表

○ 所得税基本通達

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p>〔学資金(<u>第15号</u>関係)〕</p> <p>〔相続等により取得するもの(<u>第16号</u>関係)〕</p> <p>〔保険金、損害賠償金等(<u>第17号</u>関係)〕</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔公社債(<u>第9号</u>関係)〕</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p>〔学資金(<u>第14号</u>関係)〕</p> <p>〔相続等により取得するもの(<u>第15号</u>関係)〕</p> <p>〔保険金、損害賠償金等(<u>第16号</u>関係)〕</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p style="text-align: center;">〔公社債(<u>第9号</u>関係)〕</p>

(社債の範囲)

2-11 法第2条第1項第9号に規定する社債とは、会社が会社法(平成17年法律第86号)その他の法律の規定により発行する債券及び会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券並びに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいうのであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当しない。

(注) いわゆる学校債、組合債等の利子は、雑所得に該当する。

〔寡婦及び寡夫(第30、31号関係)〕

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-40 法第2条第1項第30号イに規定する「扶養親族……を有する」とは、その者が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族又はその者の控除対象扶養親族以外の扶養親族(法第85条第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりその者の扶養親族に該当する者に限る。)を有することをいう。

法第9条((非課税所得))関係

〔旅費(第4号関係)〕

(非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分)

9-4 法第9条第1項第4号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額を超える場合には、その超える部分の

(社債の範囲)

2-11 法第2条第1項第9号に規定する社債とは、株式会社が会社法(平成17年法律第86号)その他の法律の規定により発行する債券及び会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券並びに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいうのであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債又は組合債のようなものは、これに該当しない。

(注) いわゆる学校債、組合債等の利子は、雑所得に該当する。

〔寡婦及び寡夫(第30、31号関係)〕

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-40 法第2条第1項第30号イに規定する「扶養親族……を有する」とは、その者の扶養親族として扶養控除の規定の適用を受ける扶養親族を有することをいう。

法第9条((非課税所得))関係

〔旅費(第4号関係)〕

(非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分)

9-4 法第9条第1項第4号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額を超える場合には、その超える部分の

金額は、その超える部分の金額を生じた旅行の区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得の収入金額又は総収入金額に算入する。

- (1) 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するためにした旅行
給与所得
- (2) 給与所得を有する者が転任に伴う転居のためにした旅行 給与所得
- (3) 就職をした者がその就職に伴う転居のためにした旅行 雑所得
- (4) 退職をした者がその退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得
- (5) 死亡による退職をした者の遺族がその死亡による退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得(法第9条第1項第16号の規定により非課税とされる。)

〔学資金(第15号関係)〕

(使用人等に学資金等として支給される金品)

9-14 使用者から役員又は使用人に対してこれらの者の修学のため、又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品(その子弟に対して直接支給されるものを含む。)は、原則として、法第9条第1項第15号かつこの内に規定する給与に該当するのであるから、当該役員又は使用人に対する給与等(法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。以下9-17において同じ。)として課税することに留意する。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1)~(3) (省 略)

金額は、その超える部分の金額を生じた旅行の区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得の収入金額又は総収入金額に算入する。

- (1) 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するためにした旅行
給与所得
- (2) 給与所得を有する者が転任に伴う転居のためにした旅行 給与所得
- (3) 就職をした者がその就職に伴う転居のためにした旅行 雑所得
- (4) 退職をした者がその退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得
- (5) 死亡による退職をした者の遺族がその死亡による退職に伴う転居のためにした旅行 退職所得(法第9条第1項第15号の規定により非課税とされる。)

〔学資金(第14号関係)〕

(使用人等に学資金等として支給される金品)

9-14 使用者から役員又は使用人に対してこれらの者の修学のため、又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品(その子弟に対して直接支給されるものを含む。)は、原則として、法第9条第1項第14号かつこの内に規定する給与に該当するのであるから、当該役員又は使用人に対する給与等(法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。以下9-17において同じ。)として課税することに留意する。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1)~(3) (同 左)

(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下(4)において「住民票の写し等」という。)

(注) 1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。

2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。

イ～ツ (省 略)

ネ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ナ～ラ (省 略)

(5) (省 略)

法第28条((給与所得))関係

(地方自治法の規定による費用の弁償)

28-8 地方自治法第203条第2項((議員報酬、費用弁償及び期末手当))及び同法第203条の2第3項((報酬及び費用弁償))の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

法第36条((収入金額))関係

[収入金額の収入すべき時期]

(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下(4)において「住民票の写し等」という。)

(注) 1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。

2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。

イ～ツ (同 左)

ネ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第17号)

ナ～ラ (同 左)

(5) (同 左)

法第28条((給与所得))関係

(地方自治法の規定による費用の弁償)

28-8 地方自治法第203条第3項((報酬、費用弁償等))の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

法第36条((収入金額))関係

[収入金額の収入すべき時期]

(利息制限法の制限超過利子)

36-8の5 利息制限法に定める制限利率(以下この項において「制限利率」という。)を超える利率により金銭の貸付けを行っている場合におけるその貸付けに係る貸付金から生ずる利子の額の収入すべき時期については36-8の(7)によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該年分に係る金額は、原則としてその貸付けに係る約定利率により計算するものとするが、実際に支払を受けた利子の額を除き、その者が継続して制限利率によりその計算を行っている場合には、これを認める。
- (2) 当該貸付金から生ずる利子の額のうち実際に支払を受けたものについては、その支払を受けた金額を利子として総収入金額に算入する。
- (3) (1)により当該年分に係る利子の額を計算する場合におけるその計算の基礎となる貸付金の額は、原則としてその貸付けに係る約定元本の額によるものとするが、その者が継続して既に支払を受けた利子の額のうち制限利率により計算した利子の額を超える部分の金額を元本の額に充当したのものとして当該貸付金の額を計算している場合には、これを認める。

(注) この場合には、貸倒引当金の計算の基礎となるその年12月31日における貸金の額についても斉一の方法によるものとする。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔貸倒損失〕

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51-11 貸金等について次に掲げる事実が発生した場合には、その貸金等の額のうちそれぞれ次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する年分の当該貸金等に係る事業の

(利息制限法の制限超過利子)

36-8の5 利息制限法に定める制限利率(以下この項において「制限利率」という。)を超える利率により金銭の貸付けを行っている場合におけるその貸付けに係る貸付金から生ずる利子の額の収入すべき時期については36-8の(7)によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該年分に係る金額は、原則としてその貸付けに係る約定利率により計算するものとするが、実際に支払を受けた利子の額を除き、その者が継続して制限利率によりその計算を行っている場合には、これを認める。
- (2) 当該貸付金から生ずる利子の額のうち実際に支払を受けたものについては、その支払を受けた金額を利子として総収入金額に算入する。
- (3) (1)により当該年分に係る利子の額を計算する場合におけるその計算の基礎となる貸付金の額は、原則としてその貸付けに係る約定元本の額によるものとするが、その者が継続して既に支払を受けた利子の額のうち制限利率により計算した利子の額を超える部分の金額(貸金業法第43条第1項((任意に支払った場合のみなし弁済))の規定の適用を受けた金額を除く。)を元本の額に充当したのものとして当該貸付金の額を計算している場合には、これを認める。

(注) この場合には、貸倒引当金の計算の基礎となるその年12月31日における貸金の額についても斉一の方法によるものとする。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔貸倒損失〕

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51-11 貸金等について次に掲げる事実が発生した場合には、その貸金等の額のうちそれぞれ次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する年分の当該貸金等に係る事業の

所得の金額の計算上必要経費に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があったこと。 この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、次に掲げるものにより切り捨てられたこと。 その切り捨てられることとなった部分の金額
イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知したこと。 その通知した債務免除額

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権)

52-1 法第52条第1項に規定する「更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収貸貸

所得の金額の計算上必要経費に算入する。

- (1) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、次に掲げるものにより切り捨てられたこと。 その切り捨てられることとなった部分の金額
イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知したこと。 その通知した債務免除額

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権)

52-1 法第52条第1項に規定する「会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、

料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64-2 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき各種所得の収入金額に算入されるものでまだ支払を受けていないものの全部又は一部の受領を辞退した場合には、当該辞退した金額につき法第64条第1項の規定の適用があるものとする。

- (1) 当該法人が特別清算開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64-2 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき各種所得の収入金額に算入されるものでまだ支払を受けていないものの全部又は一部の受領を辞退した場合には、当該辞退した金額につき法第64条第1項の規定の適用があるものとする。

- (1) 当該法人が会社法の規定による特別清算の開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

法第79条((障害者控除))関係

(控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合)

79-1 法第79条第2項に規定する「居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合」とは、その居住者が配偶者控除の規定の適用を受ける控除対象配偶者が障害者である場合又はその居住者が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族若しくはその居住者の控除対象扶養親族以外の扶養親族(法第85条第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりその者の扶養親族に該当する者に限る。)が障害者である場合をいう。したがって、障害者である控除対象配偶者又は控除対象扶養親族につき、一の居住者が配偶者控除又は扶養控除の規定の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けるようなことはできないことに留意する。

(年の途中で死亡した居住者等の障害者である扶養親族等とされた者に係る障害者控除)

79-2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族について、その居住者が障害者控除の適用を受けた場合であっても、その後その年中において相続人等他の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族にも該当するときは、当該他の居住者が自己の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族として障害者控除の適用を受けることができることに留意する。

法第83条から第84条まで(配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)関係

(年の途中で死亡した居住者等の控除対象扶養親族等とされた者に係る扶養控除等)

83~84-1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者(控除対象配偶者を除く。以下この項において「配偶者」という。)又は控除対象扶養親族として控除された者であって

法第79条((障害者控除))関係

(障害者である扶養親族等がある場合)

79-1 法第79条第2項に規定する「居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合」とは、その居住者が配偶者控除又は扶養控除の規定の適用を受ける控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者に該当する者がある場合をいう。したがって、障害者である扶養親族につき、一の居住者が扶養控除の規定の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けるようなことはできないことに留意する。

(新 設)

法第83条から第84条まで(配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)関係

(年の途中で死亡した居住者等の扶養親族等とされた者に係る扶養控除等)

83~84-1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者(以下この項において「配偶者」という。)又は扶養親族として控除された者であっても、その後その年中において相続

も、その後その年中において相続人等他の居住者の控除対象配偶者若しくは配偶者又は控除対象扶養親族にも該当する者については、当該他の居住者が自己の控除対象配偶者若しくは配偶者又は控除対象扶養親族として控除することができることに留意する。

(削 除)

法第85条((扶養親族等の判定の時期等))関係

(年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定)

85-1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者(控除対象配偶者を除く。以下この項において「配偶者」という。)又は扶養親族に該当するかどうかの判定に当たっては、次によるものとする。

(1) 当該親族等がその居住者と生計を一にしていたかどうか、及び親族関係(同号に規定する児童及び老人にあつては、同号に規定する関係)にあつたかどうかは、その死

人等他の居住者の控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族にも該当する者については、当該他の居住者が自己の控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族として控除することができることに留意する。

(扶養親族等の所属の変更)

83~84-2 令第218条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の控除対象配偶者の所属))又は第219条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の扶養親族の所属))の規定により控除対象配偶者又は扶養親族の所属を変更しようとする場合には、自己の控除対象配偶者又は扶養親族を増加させようとする者及び減少させようとする者の全員がその所属の変更を記載した令第218条第1項に規定する申告書等を提出しなければならないことに留意する。

(注) したがって、確定申告書の提出によりその所属を変更しようとする場合には、自己の控除対象配偶者又は扶養親族を減少させようとする者のうちに確定申告書の提出を要しない者がいるときであっても、その者を含めた全員が確定申告書を提出しなければならない。

法第85条((扶養親族等の判定の時期等))関係

(年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定)

85-1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定に当たっては、次によるものとする。

(1) 当該親族等がその居住者と生計を一にしていたかどうか、及び親族関係(同号に規定する児童及び老人にあつては、同号に規定する関係)にあつたかどうかは、その死

亡又は出国の時(その年1月1日から当該時までに死亡した親族等については、当該親族等の死亡の時)の現況により判定する。

- (2) 当該親族等が控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

(扶養親族等の所属の変更)

85-2 令第218条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の控除対象配偶者の所属)又は第219条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の扶養親族の所属))の規定により控除対象配偶者又は扶養親族の所属を変更しようとする場合には、自己の控除対象配偶者又は扶養親族を増加させようとする者及び減少させようとする者の全員がその所属の変更を記載した令第218条第1項に規定する申告書等を提出しなければならないことに留意する。

(注) したがって、確定申告書の提出によりその所属を変更しようとする場合には、自己の控除対象配偶者又は扶養親族を減少させようとする者のうちに確定申告書の提出を要しない者がいるときであっても、その者を含めた全員が確定申告書を提出しなければならない。

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要

亡又は出国の時(その年1月1日から当該時までに死亡した親族等については、当該親族等の死亡の時)の現況により判定する。

- (2) 当該親族等が法第2条第1項第33号又は同項第34号に掲げる者、法第83条の2第1項第1号イ又はロに掲げる者又は同項第2号イ又はロに掲げる者に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

(新設)

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要

(省 略)

(注) 1～10 (省 略)

11 措置法第9条の6の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。

12・13 (省 略)

法第181条から第223条まで(源泉徴収)共通関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

181～223共－3 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき賞与等その他の源泉徴収の対象となるもので未払のものの受領を辞退した場合には、当該辞退により支払わないこととなった部分については、源泉徴収をしなくて差し支えない。

- (1) 当該法人が特別清算開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

法第186条((賞与に係る徴収税額)関係)

(賞与から控除する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除)

186－1 法第186条第1項第1号イ及びロ又は同条第2項第1号に規定する「給与所得者

(同 左)

(注) 1～10 (同 左)

11 措置法第9条の5の2の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。

12・13 (同 左)

法第181条から第223条まで(源泉徴収)共通関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

181～223共－3 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき賞与等その他の源泉徴収の対象となるもので未払のものの受領を辞退した場合には、当該辞退により支払わないこととなった部分については、源泉徴収をしなくて差し支えない。

- (1) 当該法人が会社法の規定による特別清算開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が会社更生法の規定による更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

法第186条((賞与に係る徴収税額)関係)

(賞与から控除する扶養親族等)

186－1 法第186条第1項第1号イ及びロ又は同条第2項第1号に規定する「給与所得者

の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数」は、その賞与を支払うべき日の現況によることに留意する。

(従たる給与等から控除する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合の賞与に対する税額の計算)

186-3 従たる給与等(法第185条第1項第2号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第2号に掲げる給与等をいう。以下194・195-5までにおいて同じ。)から控除する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合における法第186条第1項第2号ロに規定する「別表第2の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じ法別表第2の乙欄により求めた税額をいうものとする。

法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係

(控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の控除を受けない者の申告)

194・195-2 給与所得者の扶養控除等申告書を提出すべき者が、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の控除を受けないため、給与等の支払者に関する事項だけを申告する場合には、連記式その他の簡易な方法により申告することができる。

(申告書に記載する控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の判定)

194・195-3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

(1) その判定の要素となる所得金額 これらの申告書を提出する日の現況により見

の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数」は、その賞与を支払うべき日の現況によることに留意する。

(従たる給与等から控除する扶養親族等がある場合の賞与に対する税額の計算)

186-3 従たる給与等(法第185条第1項第2号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第2号に掲げる給与等をいう。以下194・195-5までにおいて同じ。)から控除する扶養親族等がある場合における法第186条第1項第2号ロに規定する「別表第2の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき扶養親族等の数に応じ法別表第2の乙欄により求めた税額をいうものとする。

法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係

(扶養親族等の控除を受けない者の申告)

194・195-2 給与所得者の扶養控除等申告書を提出すべき者が、控除対象配偶者、扶養親族、障害者等の控除を受けないため、給与等の支払者に関する事項だけを申告する場合には、連記式その他の簡易な方法により申告することができる。

(申告書に記載する扶養親族等の判定)

194・195-3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載すべき控除対象配偶者、扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

(1) その判定の要素となる所得金額 これらの申告書を提出する日の現況により見

積もったその年の合計所得金額による。

(2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日(これらの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。

(注) (2)の年齢は、法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童(いわゆる里子)に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。

(障害者である控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に係る控除を従たる給与等から行う場合)

194・195－4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除に限られ、障害者、寡婦、寡夫及び勤労学生の控除は主たる給与等(法第185条第1項第1号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第1号((賞与に係る徴収税額))に掲げる給与等をいう。以下194・195－5までにおいて同じ。)からのみ控除することができるのであるから、障害者である控除対象配偶者及び控除対象扶養親族については、障害者の控除は主たる給与等から行い、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の控除は従たる給与等から行うことができることに留意する。

(主たる給与等と従たる給与等との間の控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の移替え)

194・195－5 従たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族として従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された者については、同一年中においてその者を主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に移し替えることはできないのであるが、主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族として給与所得者の扶養控除等申告書に記載された者については、その者の主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族から除外する旨の記載をした当該申告書に係る異動申告書を提出し、かつ、その除外した者を従たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に追加する旨の記載をした従たる給与についての扶養控除等申告書を提

積もったその年の合計所得金額による。

(2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日(これらの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。

(注) (2)の年齢は、法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童(いわゆる里子)に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。

(障害者である扶養親族等に係る控除を従たる給与等から行う場合)

194・195－4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、控除対象配偶者及び扶養親族(以下194・195－6までにおいて「扶養親族等」という。)の控除に限られ、障害者、寡婦、寡夫及び勤労学生の控除は主たる給与等(法第185条第1項第1号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第1号((賞与に係る徴収税額))に掲げる給与等をいう。以下194・195－5までにおいて同じ。)からのみ控除することができるのであるから、障害者である扶養親族等については、障害者の控除は主たる給与等から行い、扶養親族等の控除は従たる給与等から行うことができることに留意する。

(主たる給与等と従たる給与等との間の扶養親族等の移替え)

194・195－5 従たる給与等に係る扶養親族等として従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された者については、同一年中においてその者を主たる給与等に係る扶養親族等に移し替えることはできないのであるが、主たる給与等に係る扶養親族等として給与所得者の扶養控除等申告書に記載された者については、その者の主たる給与等に係る扶養親族等から除外する旨の記載をした当該申告書に係る異動申告書を提出し、かつ、その除外した者を従たる給与等に係る扶養親族等に追加する旨の記載をした従たる給与についての扶養控除等申告書を提出することにより、従たる給与等に係る扶養親族等に移し替えることができることに留意する。

出することにより、従たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に移し替えることができることに留意する。

(年の途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力)

194・195－6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うものとする。ただし、その退職後その年中に当該支払者がその退職した者に給与等の追加払等をする場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げることが明らかなきは、当該追加払等をする給与等に係る源泉徴収税額は、これらの申告書が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えない。

- (1) その退職した者が給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないこと。
- (2) その退職した者が従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して当該申告書に記載されている控除対象配偶者及び控除対象扶養親族を記載した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出していないこと。

附 則

(経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の2-40、79-1、79-2、83~84-1、83~84-2、85-1、85-2、186-1、186-3及び194・195-2から194・195-6の取扱いは、平成23年分以後の所得税について適用し、平成22年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(年の途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力)

194・195－6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うものとする。ただし、その退職後その年中に当該支払者がその退職した者に給与等の追加払等をする場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げることが明らかなきは、当該追加払等をする給与等に係る源泉徴収税額は、これらの申告書が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えない。

- (1) その退職した者が給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないこと。
- (2) その退職した者が従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して当該申告書に記載されている扶養親族等を記載した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出していないこと。